

東社協福祉施設経営相談室だより No.162 (全2枚)令和5年4月10日

◇◆◇コンテンツ◇◆◇

- 1 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ を改訂（厚労省）
 - 2 インボイス制度導入に伴い社会福祉法人会計基準における取扱いについてのQ&A を改訂（厚労省）
 - 3 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO.2)（厚労省）、他
- ◆ 令和5年度東社協経営相談について ◆

※ 参照資料は、東社協ホームページ(経営相談室)に掲載しています。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#tayori>

1 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ を改訂（厚労省）

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉法人担当課（室）に対し、「『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQの改訂について」を発出した。

■追加された内容

問44-3-2 理事は、利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならないとされているが、「重要な事実」とは何か。

（答）

1. 重要な事実の開示は、理事会が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供するために行われる。したがって、重要性の判断も、この見地からなされる。
2. 「重要な事実」の具体例としては、取引の相手方、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間などが考えられる。間接取引の場合には、相手方、主債務者の返済能力なども考えられる。

2 インボイス制度導入に伴い社会福祉法人会計基準における取り扱いについてのQ&A を改訂（厚労省）

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉法人担当課（室）に対し、「他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ&Aの送付について（その2）」を発出した。令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることに伴い、社会福祉法人における消費税・地方消費税の会計処理にかかる問が追加されている。

■追加された内容

問2-2 インボイス制度導入後も税込方式を継続して採用できるか。

（答） インボイス制度導入後の消費税等の会計処理について、現在税込方式を採用している法人においては、従来どおり税込方式を継続して採用しても差し支えない。

問2-3 インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合の計算書類の取扱いはどのようになるか。

(答) インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合には、過去の期間に消費税等が算入された固定資産等の取得原価を修正する際、相当の期間にわたり情報を入手することが必要となり、実務的な対応に困難を伴うことが想定されるため、変更初年度の期首より前までに消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しないことができることとする。また、消費税等の会計処理(方針)の変更に関する「計算書類に対する注記」において、当該変更による影響額の記載についても法人負担に鑑み記載しないことができることとする。

3 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO.2) (厚労省)

▼厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉連携推進法人担当課(室)に対し、「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO.2)」を発出した。FAQ (NO.1)に、問の追加と既出の答に一部追記があった。

▼厚生労働省は2月9日、オンラインで「令和4年度社会福祉連携推進協議会」を開催し、令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、事例の共有や意見交換を行った。当日の動画や資料が同省ホームページに公開された。

◆ 令和5年度東社協経営相談について ◆

東社協経営相談室では、社会福祉法人・施設の相談をお受けしています。ぜひ、お気軽にご相談ください。相談の際は、より正確なご回答のため、できるだけ相談票・メールでのご相談をお願いします。専門相談は事務局で相談内容を確認した後、必要に応じて専門相談員から回答しています。電話での専門相談はお受けしていません。また、相談の内容等によっては、経営相談室より情報等の確認のためご連絡をさせていただく場合がございますのでご了承ください。相談によっては、回答までに3日～1週間程度お時間をいただく場合もございます。

東京都社会福祉協議会 経営相談室 専門相談員のご紹介

- 法律専門相談員 弁護士 小嶋 正
- 会計専門相談員 公認会計士 中村 比呂海
- 労務専門相談員 社会保険労務士 綱川 晃弘
- 税務専門相談員 税理士 宮内 眞木子

今年度も、どうぞよろしくお願い致します。

ぜひお気軽に
ご相談下さい

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

